

目的

- 木造の非住宅建築物の耐久性に係る評価の基準や枠組みを示すことで、第三者評価をしやすいとする。
- 建築事業者や建築主と金融、会計、投資分野とが相互に連携しながら本ガイドラインに基づく取組を促進する。
- 資産価値の可視化を通じた木造建築物の普及と市場価値の向上に寄与する。

評価対象

新築の木造の非住宅建築物

※木造住宅（共同住宅を含む）については、住宅性能表示制度により評価

評価の方法

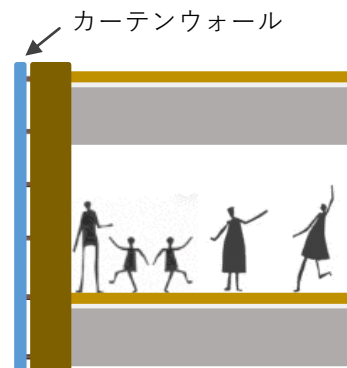
平面図や断面図、仕様書（仕上げ表）等の設計図書に必要事項を明示し、その内容を登録住宅性能評価機関が審査する。

評価の基準

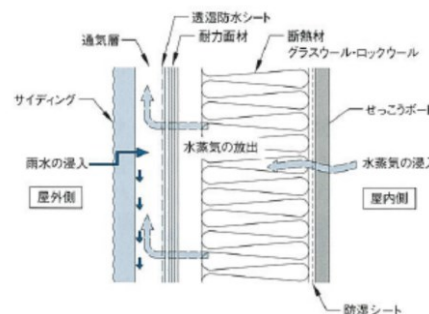
※住宅性能評価の基準を参考にしている

下記イ～ハについて、それぞれ必要な措置が講じられていること。

- イ 構造躯体の内部への雨水の浸入の防止 カーテンウォール等による雨水の遮断 等 **ロ** 雨水の浸入があった場合の速やかな排出 外壁の通気層による雨水の速やかな排出 等



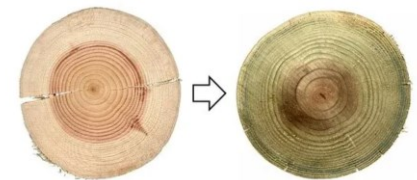
断面イメージ



浸入した雨水、湿気等の水分排出の仕組み※1

※1 国土技術政策総合研究所資料第975号 第XIII章木造住宅外皮の換気・通気計画ガイドライン

- ハ** 雨水が浸入し滞留した場合の構造躯体の防腐処理等 薬剤処理による腐朽等の防止 等



薬剤を加压注入した木材※2

※2 木net～木と森の情報館～、一般財団法人日本木材総合情報センター

評価の考え方

- 木造建築物の耐久性に関しては、①構造躯体の内部への雨水の浸入の防止、②雨水の浸入があった場合の速やかな排出、③雨水が浸入し滞留した場合の構造躯体への防腐・防蟻処理が重要。
- これらの措置が適切に講じられていることをもって、通常想定される自然条件及び維持管理条件の下で50年以上、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な措置が講じられていることを確認する。